

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
(南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第31号 財務規則の一部を改正する規則……(会計室) …2

告 示

- 告示第123号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………(自治振興課) …2
- 告示第2号 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱……………(長寿生きがい課) …2
- 告示第3号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) …2
- 告示第4号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) …2
- 告示第5号 住民票の職権消除……………(市民課) …2

公 告

- 公告第1号 農用地利用集積計画……………(農林茶業課) …2

教 育 委 員 会

- 告示第16号 教育委員会の招集……………3

公 営 企 業

- 公告第1号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続指定しない業者……………3

正 誤

- 2021年（令和3年）9月3日付け宇治市公報第2355号
……………3

規 則

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月20日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第31号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第47条の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定代理納付者の指定を受けている者に係る改正前の第47条の2の規定による告示については、なお従前の例による。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第123号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、あじろぎ横丁管理組合より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年12月16日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

変更年月日

令和3年11月21日

（揭示済）

宇治市告示第2号

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱（平成25年宇治市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「、1人」を「、1世帯」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第7条第2項本文中「、2年」を「、3年」に改める。

第8条中「、年額」を「、1区画につき年額」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

宇治市告示第3号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和4年1月7日から14日間

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
遊田線	伊勢田町北遊田42番地の5	前	13.6	36.4	
	伊勢田町北遊田42番地の1		～13.8		
	伊勢田町北遊田42番地の5	後	15.0	36.4	
	伊勢田町北遊田42番地の1		～16.4		
開町3 2号線	開町16番地の8	前	3.8	12.6	
	開町16番地の8		～4.0		
	開町16番地の15	後	4.0	12.6	
	開町16番地の16		～4.1		

宇治市告示第4号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和4年1月7日から14日間

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
遊田線	伊勢田町北遊田42番地の5 伊勢田町北遊田42番地の1	令和4年1月7日
開町32号線	開町16番地の15 開町16番地の16	令和4年1月7日

宇治市告示第5号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定による調査の結果、次の者の住民票を住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により令和3年11月10日付けで職権により消除したので、同条第4項の規定により告示します。

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

住 所

氏 名

公 告

宇治市公告第1号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて

縦覧に供します。

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和3年度第16号

令和3年度第17号

令和3年度第18号

2 縦覧期間

令和4年1月7日以後常時

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年12月17日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年12月20日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 報告

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第1号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続指定しない業者について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第9条第1項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時（令和3年12月31日）に、継続指定の申請がされなかった指定工事業者について、同規程第16条第1項第3号の規定により、継続指定しない旨を公告します。

令和4年1月7日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第162号 植村設備

指定番号 第260号 有限会社美杉設備工業

指定番号 第359号 N T パイピング

正 誤

2021年（令和3年）9月3日付け宇治市公報第2355号中

ページ	欄	行	誤	正
2	右	下から13行目	前3項	前3号

